

第11回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月5日(木)午後2時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員(21名)

1番 中村 輝義	3番 服部 正文	4番 牛島 孝之
5番 仁賀木義文	6番 池尻 律芳	7番 平井 照也
8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹	11番 國武 覚
12番 溝田 耕一	13番 仁田原一太	14番 八田 久男
15番 田形 隆徳	16番 大津 達喜	17番 伊藤 正博
19番 松本 敬介	20番 井手 洋一	21番 原 義博
22番 丸林 京市	23番 堤 正義	24番 月足 靖彦
4. 出席最適化推進委員(10名)

4番 生武 光雄	5番 樋口 祐二	10番 平島 修
11番 大隈 弘志	16番 延 和洋	25番 浅田 文男
28番 野中 敏光	31番 中島 広伸	32番 東 正洋
44番 今村 嗣範		
5. 欠席委員 農業委員(3名)

2番 大坪 知美子	10番 高山 和典	18番 小川 哲郎
-----------	-----------	-----------
6. 欠席委員 最適化推進委員(0名)
7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議

議案第	51号	八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について
報告第	18号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
議案第	52号	農業法第3条の規定による許可申請書の処理について
議案第	53号	農業経営基盤強化法促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
議案第	54号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について
議案第	55号	農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑
美 黒木支所 渡部 真弓 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃
花 上陽支所 松尾 誠 近藤 大生 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信
矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

みなさまこんにちは。本日は令和5年第11回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。先月の農業委員会協議会の中でも、皆様方に農地パトロールの件でタブレット操作に慣れていただくような形での説明をしたと思いますが、黒木地区にあたっては特に、電波が届かないとかタブレットに農地が入っていなかったとか、入力できていなかったなどの問題がでてきております。タブレットの方もまだ開発が遅れているみたいです。それで、前回同様航空写真を併用して使っていただかなければ、現況把握がしにくいだらうということでありましたので、それぞれの支所単位で今後取り組んでいただきたいと思います。協議会の中で農地パトロールの件については事務局から皆様方に報告申し上げて皆様方からご意見を伺いますのでよろしく願いいたします。それではただ今より農業委員会総会を開会いたします。

（ 議 長 着 席 ）

議 長

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員21名、

農地利用最適化推進委員10名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 樋口重樹委員、11番 國武覚委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんのでそのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案5件を一括議題といたします。1ページをお願いします。</p> <p>議案第51号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会についての説明を農業振興課をお願いします。</p>
<p>農業振興課</p>	<p>それでは農業振興地域整備計画全体見直しについてご説明いたします。</p> <p>最初に農業振興地域整備計画につきましては、県が指定した農業振興地域の区域にある市町村については、農業振興地域整備計画を定める事となっております。八女地域におきましても、これまで旧市町村などに農業振興地域整備計画を定めておりましたが、合併して10年以上経過していますことから、今回八女市としての整備計画全体見直しに至ったものでございます。</p> <p>全体を通しての基礎調査は、平成28年に行っております。基礎調査では、八女市の農用地の面積や、どのあたりにどのくらいの農地が存在するのか、それからその土地の利用等を調査するものでございます。通常、個別案件では一度所有者の方より申し出をいただきまして、変更いたしておりますが、全体見直しにつきましては、後ほど説明いたします項目により見直すものでございます。</p> <p>通常農地の面積が小規模の市町村であれば大体三カ年度を目途に終了する計画でございますが八女市におきましては、ご承知のとおり広大な農地を有しておきまして、調査に時間を要しました。本年度を目途に縦覧が終了する予定でございます。</p>

農業振興課

先月中旬に、県との事前協議が整って参りまして、本日ここにご意見を紹介することをございます。

それでは1番の整備計画見直しの考え方についてご説明いたします。

1 整備計画見直しの基本的考え方

本市は、平成18年10月に上陽町、同22年2月に黒木町・立花町・矢部村・星野村と合併し、八女市が誕生しました。

合併から10年以上経過したものの整備計画は旧市町村のまま存在しており、見直しを行っておりません。さらにそれぞれの整備計画の見直しから10年以上経過しておりますことから、整備計画全体の見直しをするということをございます。

今回の見直しのおきましては、旧町単位の農業振興地域を統合するものであり、八女市として整備計画書の作成を行うものをございます。

2 農用地利用計画見直しの方針について

(1)「除外」の基本的考え方

①具体的な転用計画

具体的な転用計画があるものについては、農振法第13条第2項第1号から第6号の要件を全て満たす場合は除外する。

通常、全体見直しを行う場合は、個別の案件の申請を停止して行うものをございますが、八女市におきましては案件の件数も多く転用や除外の申請を停止して全体の見直しを行うことにつきましては申請者の皆様へ大変ご迷惑をおかけすることになると判断し、通常の個別案件を継続して処理して参りました。このことから具体的な転用計画の案件につきましては個別案件とその都度処理をしていますので全体見直しとして案件はございません。

②集落介在及び小規模農用地

10ha以上の集団性のある農地については、農用地区域に指定していますが、この中で周辺環境の市街地化等の変化により、10ha未満となり生産性の低くなった小規模農地集団については、原則として除外することとしています。この項目につきましては小規模農用地ということをございますが、小規模であっても現在中山間直接支払制度等が入っているような事業が継続されている土地につきましては除外をいたしておりません。

農業振興課

③農業近代化不適當農用地

農業近代化を図ることができない農用地については、除外する。今回の全体見直しにおいては、対象となる除外案件はありませんでした。

④その他

農業委員会が管理する農地台帳にない土地については、除外する。また、従来からの宅地、雑種地等を誤って農用地区域に指定しているものについても除外するとしています。すでに農用地から除外されているにも関わらず今回農用地に誤って登録されているものや農地台帳登録がないもの等がこの項目で除外されております。

⑤非農地対象地

農地であった土地が、非農地化している等により、農地として復旧ができない状態の農地は除外する。この項目では、農地として復旧見込みがなく農業委員会において非農地と認められたものが除外されております。

⑥公共用地

農地であった土地が、公共事業により開発が行われ、公共用地として利用している土地は除外する。この項目では、公共事業によりもともと農地であった土地が、道路や水路、公共の施設として利用されているものについて除外しております。

⑦山林原野化

台帳地目が山林・原野で農地として利用されていない土地は除外する。この項目では、地目が山林、及び原野の土地について現状農地として利用されていない土地については除外しております。

(2) 「編入」の基本的考え方

①土地改良事業等実施、②農業事業の対象農地いずれも

(1) で説明しましたけれども、八女市におきましては個別案件で対応いたしましたのでその都度返事をいたしておりますので案件はございません。具体的には、土地改良事業等が実施されている土地、それから集団性がある土地については除外をしております。編入は改めてはしてございません。

①から⑦番、それから編入の基本的な考え方についてのご説明は以上でございます。

農業振興課	<p>次に、2ページ目をご覧ください。</p> <p>除外・編入後の面積を標記しております。見直し後の青地と白地の合計面積は9710.9ha、今回除外しましたのは1379.5ha、編入はございません。それからお手元に図面の方をお配りしておりますが、こちらにつきましては、旧八女市から星野村の図面でございます。こちらの図面は、お帰りの際は机の上に置いて帰るようお願い申し上げます。説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	はい、農業委員4番
農業委員4番	<p>農用地利用計画見直しの方針の(1)除外の基本的な考え方の⑤農地であった土地が非農地化している等により復旧ができない状態の農地は除外するとありますが、これは直ちに除外することはできないのですよね。除外申請の手続きをしないとイケないのですよね。</p>
農業振興課	<p>はい、ご質問の内容は非農地対象地について非農地として農業委員会が認めた時にすぐに除外できるかというようなご質問かと思えます。これは非農地証明など農地として、認められない部分につきましては除外の方にて個別案件で対応しておりますが、例えば農地パトロールにおいて非農地判断をする等につきましては見直しによって落とすこととなりますから、今後見直しが必要になった場合にそういった所については併せて農用地の方から除外することとなります。以上でございます。</p>
農業委員4番	<p>要するに、除外はするけれど正式には申請をして法務局で地目を変え、それでもすぐに農振農用地から外れたりしないのですか。非農地判断した場合に、農振地の枠からただちに外れないのですか。</p>
農業振興課	<p>個別案件では、農振の除外申請を行われましてそれから外れることとなります。全体見直しの場合は見直しによって農用地から除外されることとなります。</p>

農業委員 4 番	除外するのに現在1年程と非常に時間がかかりすぎていると思います。農業新聞には4か月程と書いてありました。そこら辺は国がすればいいことだけれど、ただ農地パトロールで見たとしてもただちに農用地から外れるわけではないという事だけは確認したいと思います。
農業振興課	おっしゃるとおりです。農振法の手続きがございますので直には外れないということでございます。
農業委員 4 番	あの、なぜ除外するかというと申請人からすればここが一番自分で適地だと思うから申請するわけですよ。その辺を委員会の窓口で話していましたが何の動きもないのでぜひとも農業委員会からでも農林辺りを通じて県にお願いしていただきたいのですが。
農業振興課	おっしゃるご意見は受け止めて改めてこちらの方でも検討させていただきます。
議 長	ほかにありませんか、無いようですのでお計らいします。八女市農業振興地域整備計画に係る意見照会については変更内容に異議なしとして八女市長に回答することによろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんのでそのように回答いたします。 2ページをお願いします。 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について通知の説明をお願いします。
事務局	農地法第18条第6項の規定による通知の報告については6件です。総合計については、4ページをご確認ください。 解約のあった土地14筆のうち田4筆、畑10筆、合計面積18,972㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含

議 長	<p>め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。5ページをお願いします。</p> <p>議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を農業委員4番お願いします。</p>
農業委員4番	<p>譲り渡し人の相手方の要望と譲り受け人の自家消費野菜作付のためということで所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて、番号2番の説明を農業委員4番お願いします。</p>
農業委員4番	<p>譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明を最適化推進委員11番お願いします。</p>

推進委員 1 1 番	譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望ということで所有権移転売買の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号 4 番の説明を最適化推進委員 2 8 番お願いします。</p>
推進委員 2 8 番	譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号 5 番の説明を農業委員 1 5 番お願いします。</p>
事務局	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号 6 番の説明を最適化推進委員 2 5 番お願いします。

<p>推進委員 2 5 番</p>	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移 転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 7 番の説明を農業委員 1 2 番お願いします。</p>
<p>農業委員 1 2 番</p> <p>議 長</p>	<p>譲り渡し人の遠方による耕作困難と譲り受け人の経営拡大によ る所有権移転の売買です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番の説明を最適化推進委員 1 0 番お願いします。</p>
<p>推進委員 1 0 番</p> <p>議 長</p>	<p>譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈によ る所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

推進委員 1 6 番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を最適化推進委員 1 6 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 0 番の説明を最適化推進委員 1 6 番お願いします。</p>
推進委員 1 6 番	<p>譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 1 番の説明を最適化推進委員 3 2 番お願いします。</p>
推進委員 3 2 番	<p>譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。譲り受け人は、空き家となっている宅地と隣接する本件農地を合わせて贈与するという相手方の要望により今回農地を取得されます。今回取得する農地では野菜を育て、自家消費される予定です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を最適化推進委員44番お願いします。 す。</p>
推進委員 4 4 番	<p>譲り渡し人の子への贈与と譲り受け人の親より受贈による、所有権移転贈与の申請です。譲り受け人は、幼少時から耕作の手伝いをされており、また、3年前から父の指導を受けながら本格的に農作業に従事されています。出荷先は、福岡八女農業協同組合です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 9ページをお願いします。 議案第53号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は、所有権移転の案件が1件ございます。 番号1番、売買により所有権移転されるものです。 農地の権利を取得することのできる法人のことを、農地所有適格法人といい、農地法に定義されております。要件としましては4点あります。1点目は、法人形態要件で、農事組合法人・株式会</p>

事務局	<p>社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかである必要があります。2点目は事業要件で、法人の主たる事業が農業とその農業に関するものである必要があります。3点目は議決権要件で、法人の総議決権の過半が、農地の提供者や法人の農業の常時従事者等、農業関係者である必要があるとされています。4点目は、役員要件で、法人の理事の過半がその法人の農業に年間150日以上従事し、かつ1人以上が農作業に60日以上従事することとあります。譲受人は令和4年から農地所有適格法人として農地の権利を取得され、農業経営をされております。農地所有適格法人の4要件については、毎年事業終了後に報告書にて確認しており、すべての要件を満たしていることをご報告いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、どうぞ</p>
農業委員 2 2 番	<p>ちょっとお尋ねいたします。 この田んぼはうちの近くにありますが、面積が約3反くらいある田んぼで120万の安値で売買されていますけれど、大体相場的にはいくらぐらいで取引されているのですか。</p>
事務局	<p>農地等の売買額につきましては、お互いで決めてもらうことになっておりまして、こちらでの相場の把握はできておりません。</p>
農業委員 2 2 番	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>ほかにありますか。無いようですので質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 10ページをお願いします。 議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する件数は29件です。10ページから17ページにつきましては各筆明細となっております。総合計については、17ページをご確認ください。権利を設定する土地57筆、合計面積103,378㎡です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>はい、農業委員4番</p>
農業委員4番	<p>11ページの6番、内容等・対価のところですが、地番5307-17(B)で10aあたり20,750円、地番5307-91(B)で10aあたり29,250円とありますが、この各々の筆の賃料がこれなのか、他に地番5377-2も面積2141㎡ありますが賃料は記載されておられませんので、こういった価格をかいであるのか教えてください。</p>
事務局	<p>5307-17(B)と5307-91(B)2筆ありますがこちらの(A)の方は所有者の方が使用貸借で貸し出しており(B)の方を所有者の方と別の方が賃貸借で貸し借りしてあります。そしてこの隣に書いてある金額が1筆ずつの10aあたりの金額となっております。以上でございます。</p>
農業委員4番	<p>要するに、合計11筆、13186.00㎡ありますよね、そして上の2筆の横には10aあたり20750円と10aあたり29250円とありますが、これは11筆全てが賃貸借ということですよ。</p>
事務局	<p>この金額は上の2筆だけの合計になっていて下の9筆に関しては、所有者から機構に貸して機構の方から所有者に貸すという使用貸借の貸し借りになっていきますので賃料の方は発生しない</p>

事務局	<p>ようになっております。以上でございます。</p> <p>すみません、代わりにご説明させていただきます。</p> <p>一般的にAが機構に貸して機構がAに貸し変えるときには0円です。ただAが機構に貸して機構からBに貸した場合はBの賃料がここに書いてある20,750円ですよという事で、何も金額が入っていないところは自分の分を機構に貸して自分がまた借りるといような解釈で、書いてある分に関しては違う人が借りたときの借賃ということでご理解をお願いしたいと思います。</p>
農業委員4番	<p>ならば上2つは本来の所有権が違うという事ですか。そこを説明してもらわないと。</p>
農業委員21番	<p>勉強不足でよくわからないけれど、前回の農業委員会総会の中で機構に貸して、今回は機構からまた貸してあるということですよ。何の意味があるのか教えてください。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。まず、なぜ中間管理機構を通して貸し借りを行っているのかといいますと所有者から中間管理機構に貸して中間管理機構からまた所有者に貸すという使用貸借をすることで利用集積協力金という交付金を受け取ることができまして、その交付金を受けるために貸し借りを行っているような感じになっております。</p>
事務局	<p>すみません、補足させてください。地域の農地を10年間中間管理機構に貸すことによって誰かが作っていくと、例えばAが死んだというときにはすぐさま中間管理機構が次の借手を探してくれるので持ち主さんは何もしなくていいということです。そのような形で地域の農地を誰かに作っていただくために10年間機構が預かりますよという、所有者さんが安心して貸してくださいね、私たちが耕作者さんを見つけますよということで地域の農業を先10年間は守っていきましょうという制度です。その中で農地集積協力金というのが、一回きりですがでるとい地域にとってメリットになるということになりますのでご理解のほどよろしくお願い致します。</p>

農業委員 2 1 番 議 長	よく分かりました。 よろしいですね。
農業委員 1 9 番	すみません。補助金というのは、貸し手、借り手どちらに出されるのですか。
事務局	基本的には、農地所有者であったり耕作者であったり、地域の組織に対しての交付金あとはその組織の中で例えばこの言い方が適切か分かりませんがざっくり言いますと取り分の協議は地域の中で決めてくださいというふうになっています。例えば所有者さんに一反当たりマックス 28,000 円くるのですが耕作者さんと半分にしてもいいし、逆に地域で、地域の道路を作り直すお金に使ってもいいし、今回出ています所は一つの団体、地域というとらえ方でこの地域に仮に 28,000 円で合計額が 280 万円くるかとおもいますが、その使い道は地域で話し合ってくださいというのが原則的なルールとなっております。以上となります。
農業委員 1 9 番	すみません、地域というのは自治会の事ですか。
事務局	今まで中間管理機構を使った農地集積協力金という補助金をもらっている団体はほとんどの団体が何らかの土地改良事業を行っているようなところが中心となっております。ここについても高松団地というのが立花町にあります。そこを中心としてそれに隣接する農地の人たちが集まっていますので行政区というより、地縁的な繋がりがある生産者、所有者さんの集まりというようにご理解いただければと思います。
議 長	ほかにございますか。無いようですので質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

事務局	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 18ページをお願いします。</p> <p>議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について事務局より番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p> <p>番号1番について農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて農業委員9番説明をお願いします。</p>
農業委員9番	<p>場所につきましては、福岡法務局八女支局より西へ100メートルほど進んだ農地になります。</p> <p>宅地造成用地6区画として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。</p>
議長	<p>続いて現地調査の結果報告を推進委員5番説明をお願いします。</p>
推進委員5番	<p>9月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については、北側造成地は東側側溝を作られ、南側道路側溝へ排水されます。南側造成地は北側道路側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
事務局	<p>地元委員の説明、及び現地調査の結果報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号2番について農地区分の説明をお願いします。</p>

事務局	番号2番についてご説明いたします。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。
議長	続いて農業委員4番説明をお願いします。
農業委員4番	場所につきましては、八女総合体育館より西へ50メートルほど進んだ農地になります。 この土地を貸事務所用地として利用するための申請でございます。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、排水に関しても問題は無いと思います。
議長	続いて現地調査の結果報告を農業委員9番をお願いします。
農業委員9番	9月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については、東側水路へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議長	地元委員の説明、及び現地調査の結果報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号3番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	番号3番についてご説明いたします。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。
議長	続いて推進委員4番説明をお願いします。

推進委員 4 番	<p>場所につきましては、グッデイ八女店より東へ50mほど進んだ農地になります。</p> <p>この土地を、共同住宅用地2棟8戸として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の結果報告を農業委員4番お願いします。</p>
農業委員 4 番	<p>9月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については、西側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明、及び現地調査の結果報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号4番について農地区分の説明をお願いします。</p> <p>番号4番についてご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて農業委員6番説明をお願いします。</p>
農業委員 6 番	<p>4番について説明いたします。場所につきましては、八女市東公民館より北西へ150メートルほど進んだ農地になります。</p> <p>この土地を専用住宅用地として利用するための申請でございます。隣接する農地はありません、水利の承諾はとれており、排水に関しても問題は無いと思います。</p>

議 長	続いて現地調査の結果報告を推進委員 5 番お願いします。
推進委員 5 番	9 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については合併処理浄化槽で処理され、西側側溝へ排水されます。雨水についても、西側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明、及び現地調査の結果報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号 5 番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	番号 5 番についてご説明いたします。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第 3 種農地と判断します。
議 長	続いて推進委員 1 6 番説明をお願いします。
推進委員 1 6 番	5 番について説明いたします。場所につきましては、八女インターチェンジより東北へ 4 0 0 メートルほど進んだ農地になります。この土地を特定建築条件付売買予定地 3 戸として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上でございます。
議 長	続いて現地調査の結果報告を農業委員 9 番お願いします。
農業委員 9 番	5 番について説明いたします。9 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については、北側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。

議 長	<p>地元委員の説明、及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6番についてご説明いたします。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて推進委員16番説明をお願いします。</p>
推進委員1 6番	<p>ご説明いたします。場所につきましては、八女インターチェンジより東へ300メートルほど進んだ農地になります。</p> <p>この土地を特定建築条件付売買予定地7戸として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の結果報告を農業委員4番をお願いします。</p>
農業委員4 番	<p>6番について説明いたします。9月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については合併処理浄化槽で処理され、申請地内の側溝を経由して北側水路に排水される計画です。雨水についても同様に申請地内側溝を経由して、北側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明、及び現地調査の結果報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

事務局	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番について農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議長	<p>続いて農業委員8番説明をお願いします。</p>
農業委員8番	<p>場所につきましては、八女市立花町北山で、主要地方道玉名八女線の西原信号から北西側へ約300メートルの場所に位置する農地です。</p> <p>この土地を、専用住宅用地として利用するための申請でございます。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られており、排水に関しても問題は無いと考えます。</p>
議長	<p>続いて現地調査の結果報告を農業委員7番お願いします。</p>
農業委員7番	<p>9月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、敷地の北側水路へ排水する計画です。なお、雨水は、自然流下により北側水路や南側側溝へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議長	<p>地元委員の説明、及び現地調査の結果報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番について農地区分の説明をお願いします。</p>

事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。
議長	続いて推進委員31番説明をお願いします。
推進委員31番	8番についてご説明いたします。 場所につきましては、八女市立花町北山で、主要地方道玉名八女線の矢部川に架かる中川原橋の立花町側の信号から東へ約100メートルの場所に位置する農地です。
推進委員31番	この土地を、カフェ及び販売店の駐車場用地として利用するための申請でございます。なお、駐車場用地としては、申請地に隣接する原野1筆も併せて取得され一体的に利用しようとするものです。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られており、排水に関しても問題は無いと考えます。
議長	続いて現地調査の報告を農業委員21番お願いします。
農業委員21番	農業委員21番が、8番についてご説明いたします。 9月25日に現地調査を行った結果、駐車場の計画であり、生活雑排水は発生しません。なお、雨水は、自然流下により南側河川へ排水されます。 隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。以上でございます。
議長	地元委員の説明、及び現地調査の結果報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議は全て終わりました。
これをもって本日の会議を終了いたします。
お疲れ様でした。

(閉会宣言 3 時 1 5 分)

令和 5 年 1 0 月 5 日

議 長 月 足 靖 彦

9 番 樋 口 重 樹

1 1 番 國 武 覚